

野生鳥獣の適正な保護管理を進めましょう！

令和2年度

狩猟免許試験のお知らせ

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（以下「法」）に基づく狩猟免許試験を実施します。

※野生鳥獣の捕獲は、法により禁止されています。
捕獲（有害捕獲・狩猟）には、狩猟免許が必要です。

イノシシ、ニホンジカ、カラスなどの鳥獣による農林業被害が、県内でも大きな問題となっています。農林水産業を守り、地域産業を維持していくためにも、狩猟免許を取得して狩猟や有害鳥獣捕獲許可などにより有害鳥獣を捕獲し、安心できる生活や生産活動ができる環境を作りましょう。



試験日、会場及び申込受付期間

| 地区 | 試験日 | 会場 | 申込受付期間 |
|------|--------------------------|-------------------------------------|------------------------|
| 鳥取会場 | 8月23日（日） 午前9時30分～午後5時 | 国府町コミュニティセンター 大会議室ほか（鳥取市国府町庁380） | 5月25日（月） ～7月31日（金） |
| | 9月6日（日） 午前9時30分～午後5時 | 鳥取県中部総合事務所201会議室ほか（倉吉市東巖城町2） | 5月25日（月） ～8月21日（金） |
| 倉吉会場 | 12月6日（日） 午前9時30分～午後5時 | 鳥取県中部総合事務所201会議室ほか（倉吉市東巖城町2） | 5月25日（月） ～11月20日（金） |
| | 7月19日（日） 午前9時30分～午後5時 | 鳥取県西部総合事務所講堂ほか （米子市鞆町一丁目160） | 5月25日（月） ～7月3日（金） |

申込先・問合せ先

（各手続きは住所地ごとの担当課で実施します。試験地ではありません。）

| 申込者の住所地 | 担当課 | 所在地 | 電話番号 |
|----------------------|--------------------------|--------------------------|------------------------------|
| 鳥取市、岩美郡 及び八頭郡 | 鳥取県生活環境部 緑豊かな自然課 | 〒680-8570 鳥取市東町一丁目220 | 0857-26-7978 |
| 倉吉市及び東伯郡 | 鳥取県中部総合事務所 生活環境局生活安全課 | 〒682-0802 倉吉市東巖城町2 | 0858-23-3149 |
| 米子市、境港市、西 伯郡及び日野郡 | 鳥取県西部総合事務所 生活環境局生活安全課 | 〒683-0054 米子市鞆町一丁目160 | 0859-31-9320 0859-31-9324 |

試験種類及び受験手数料

（鳥取県収入証紙を購入してください。）

| 区分 | 網猟免許 （網用） | わな猟免許 （わな用） | 第一種銃猟免許 （装薬銃・空気銃用） | 第二種銃猟免許 （空気銃用） |
|--------------|--------------|----------------|-----------------------|-------------------|
| 受験手数料 | | | | |
| 新規受験者 | 4,300円 | 4,300円 | 5,200円 | 5,200円 |
| 既に他の種類の免許取得者 | 2,800円 | 2,800円 | 3,900円 | 3,900円 |

※受験申込手続きの詳細等は、裏面をご覧ください

■受験申込手続き

所定の狩猟免許申請書に次に掲げる書類等を添えて、**住所地ごとの担当課に郵送してください。**やむを得ない場合に限り持参でも受け付けを行います**が、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、持参は避けてください。**(申請書は県庁緑豊かな自然課、鳥取県東部庁舎、八頭庁舎、各総合事務所、日野振興センター及び市町村役場にあります。また、申請書と医師の診断書の様式は、県のホームページ<https://www.pref.tottori.lg.jp/289602.htm>よりダウンロードできます。) ※郵送の場合は、当該期日までの消印のあるもの限り受け付けます。

| | |
|--|---|
| 写真 1枚 | 申請前6月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景の縦3.0cm×横2.4cmで、裏面に氏名及び撮影年月日を記載してください。 |
| 銃猟・空気銃所持許可証(写し)1部 又は、 医師の診断書 1通 ※わな猟免許を受験の方でも医師の診断書は必要です。 | ・銃砲刀剣類所持等取締法(昭和33年法律第6号)第4条第1項の規定による同項第1号に係る許可を現に受けている方は、その許可証の写し ・上記の許可を受けていないすべての方は、法第40条第2号から第4号までの規定に該当しないことについての診断書 |
| 受験票返送用封筒 1枚 | 長形3号(235mm×120mm)に84円切手1枚を貼り付け、表面に返送先の住所及び氏名を記載ください。 |
| 鳥取県収入証紙 | 受験手数料は、鳥取県収入証紙により納付ください。 ※申込み先の事務所でも購入できます。 |

■狩猟者養成講習会

受講料無料・別途テキスト代(1,500円)が必要。代金は当日持参ください。

狩猟免許試験に先立ち、関係法令と安全な捕獲方法を習得するための講習会を開催します。参加を希望される方は、狩猟免許試験とあわせてお申込みください。

| 地区 | 実施日 | 会場 | 申込受付期間 |
|------|----------|--|------------------------|
| 鳥取会場 | 7月26日(日) | 国府町コミュニティセンター (鳥取市国府町380) | 5月25日(月) ～7月17日(金) |
| 倉吉会場 | 8月2日(日) | JA鳥取中央本所 大会議室 (倉吉市越殿町1409) | 5月25日(月) ～7月22日(水) |
| | 11月8日(日) | | 5月25日(月) ～10月30日(金) |
| 米子会場 | 6月21日(日) | 米子市福祉保健総合センター ふれあいの里 (米子市錦町1丁目139-3) | 5月25日(月) ～6月12日(金) |

※開催時間は、午前9時30分～午後0時30分又は午後1時30分～午後4時30分のいずれか。受付期間終了後に開催時間を決定し、個別に別途案内いたします。

■その他

●鳥獣害防止対策については、最寄りの市町村役場、鳥取県東部農林事務所、中部総合事務所又は西部総合事務所のイノシシ等被害防止相談窓口までお問合せください。

●**新型コロナウイルスの感染拡大状況により、狩猟免許試験及び狩猟者養成講習会を延期・中止等する場合があります。その場合は、県のホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/289517.htm>)で改めてお知らせしますので、予めご了承ください。**